

砥部町

介護・高齢者福祉 サービスガイドブック

～高齢者がいきいきと暮らせる地域社会をめざして～

1 介護保険制度改正のポイント

2 高齢者がいきいきと暮らせる地域社会をめざして

3 申請からサービス利用までの手順

4 サービスの内容・費用

5 在宅で利用できる福祉サービス

6 介護保険料について



1 介護保険制度改正のポイント 1

介護保険制度改革のイメージ	1
第9期介護保険事業計画の基本的考え方	1
第9期介護保険事業計画への見直しのポイント	2

2 高齢者がいきいきと暮らせる地域社会をめざして ... 3

地域包括支援センターとは...?	4
------------------------	---

3 申請からサービス利用までの手順 5

サービスを利用するには	5
基本チェックリスト	6
要介護（要支援）認定の申請	7
介護保険の対象者	11
要介護度別の状態例・利用限度額	11

4 サービスの内容・費用 12

在宅サービス	12
居住系居宅サービス	18
施設サービス	18
地域密着型サービス	19
施設サービスを利用した場合の負担額	20
利用者負担が高額になったとき	21
地域支援事業	22

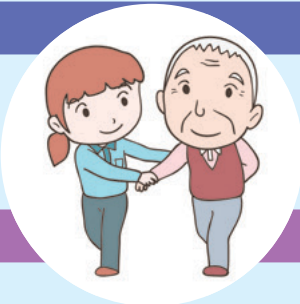
5 在宅で利用できる福祉サービス 23

65歳以上の人（一部、70歳以上の人）が受けられるサービス ...	23
在宅高齢者を介護している家族の人が受けられるサービス ...	24
高齢者の憩いの場として次の施設があります	25
高齢者や障がい者を災害から守る支援制度	26

6 介護保険料について 27

介護保険の財源	27
65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料	27
保険料の納め方	28
40歳～64歳の人（第2号被保険者）の保険料の決め方と納め方 ...	29
第1号被保険者の所得段階と介護保険料	30

施設一覧 31



1 介護保険制度改革のポイント

令和 22(2040)年に向けて「現役世代人口の急減」という重要課題に対応しながら、「介護サービス基盤の計画的な整備」「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上」に取り組み、地域共生社会の実現をめざしていく必要があります。

介護保険制度改革のイメージ

地域共生社会の実現と2040年への備え



第9期介護保険事業計画の基本的考え方

- 第9期計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになります。
- 高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、現役世代人口が急減することが見込まれています。
- 都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業計画を定める必要があります。

第9期介護保険事業計画への見直しのポイント

①介護サービス基盤の計画的な整備

(1) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要です。
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要です。
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要です。

(2) 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要です。
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの更なる普及が必要です。

②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

(1) 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進することが必要です。
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも重要です。
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要です。

(2) 医療・介護情報基盤の整備

- ・デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備することが必要です。

(3) 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化が必要です。

③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

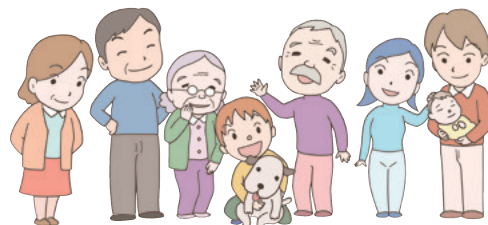
- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施することが必要です。
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進し、介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用することが必要です。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進することが必要です。

2 高齢者がいきいきと暮らせる地域社会をめざして

本町の高齢化率は令和4年に34.4%と、本町に住む3割以上の方が65歳以上となっています。今後は特に75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれており、さらに高齢化の進展が深刻な問題となってきます。一方で、支え手である現役世代人口は少なくなっていく、核家族化の進行や、高齢者のみの世帯が増加していくにつれて、家族や親族の支え合いの機能が希薄化し、地域の支え合い機能も低下していくことも予測されます。

また、福祉分野全体において複雑化、複合化した地域課題への包括的な対応が求められており、地域共生社会の実現に向けて、中・長期的な見通しのもとで町全体の地域包括ケアシステムをより一層充実させていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年及び団塊ジュニア世代が高齢者の仲間入りをする令和22（2040）年の地域社会を見据えて、これまで以上にサービス需要の増加や多様な高齢者ニーズに対応できるための体制整備を進めるとともに、高齢者が生き生きと希望する場所で高齢期を過ごすことができるよう、総合的な施策の推進に取り組みます。



基 本 目 標

1 高齢者が生きがいを持って暮らせるための仕組みづくり

- 1 生きがいづくり活動の推進
- 2 社会参加の推進

2 高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるための仕組みづくり

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 高齢者を見守る地域の体制づくり
- 3 認知症施策の推進

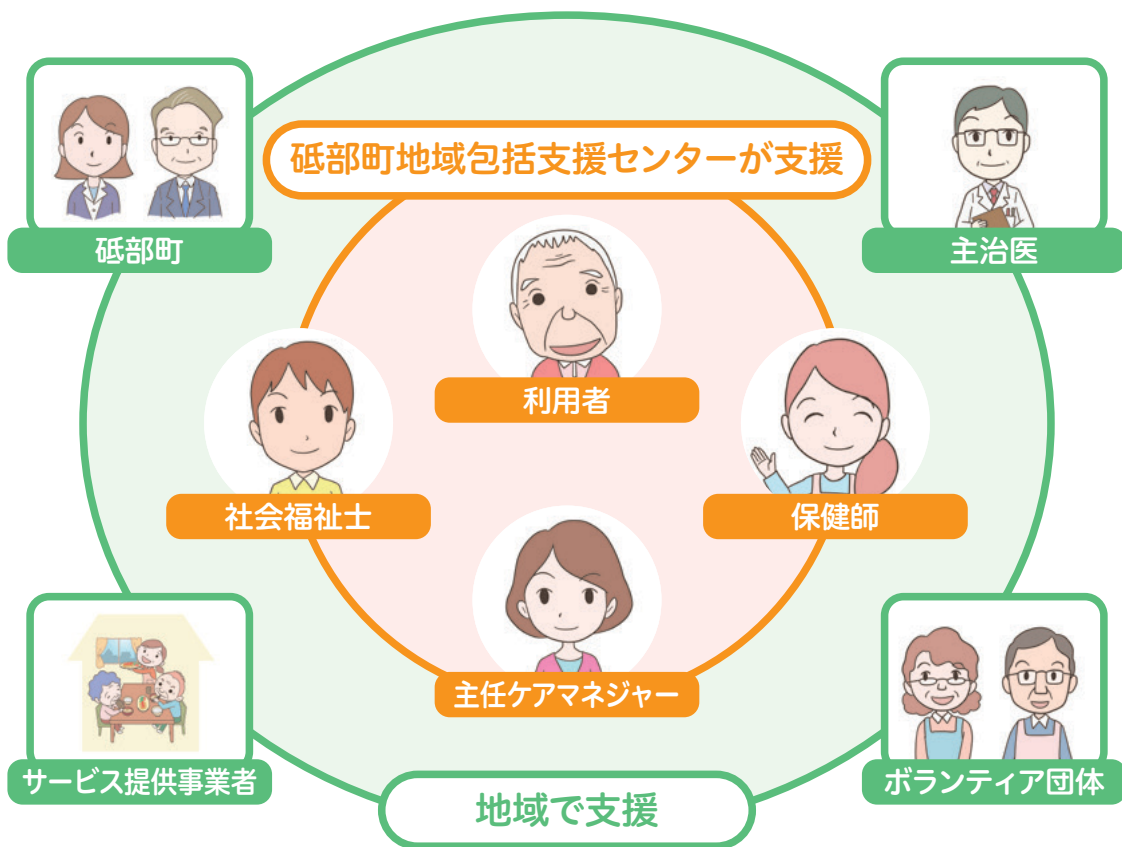
3 高齢者が健康で、要介護にならない仕組みづくり

- 1 健康づくり活動の推進
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- 3 在宅医療・介護連携の推進

4 介護保険制度の充実に向けた仕組みづくり

- 1 介護サービスの基盤整備と供給量の確保
- 2 介護サービスの質的向上
- 3 介護保険制度の円滑な運営

地域包括支援センターとは…？



地域包括支援センターでは、地域で暮らす高齢者のみなさんが住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、一人ひとりについて保健・医療・福祉の多職種が連携し、介護予防サービスや保健・医療・福祉サービス、地域のコミュニティやボランティア等のさまざまな資源を統合した、包括的で継続的なケアの提供をめざします。

①相談や悩み等お気軽 にご相談ください

介護に関すること、健康や福祉、医療や生活に関する相談や悩みにおこたえし、情報提供やサービスの紹介をします。

②高齢者のみなさんの 権利を守ります

安心して日常生活が送れるよう、高齢者のみなさんの権利を守る取り組みをします。成年後見制度や各種権利擁護サービスの紹介を行ったり、財産管理や消費者トラブル被害を防止する取り組みをします。また、高齢者虐待へは迅速に対応します。

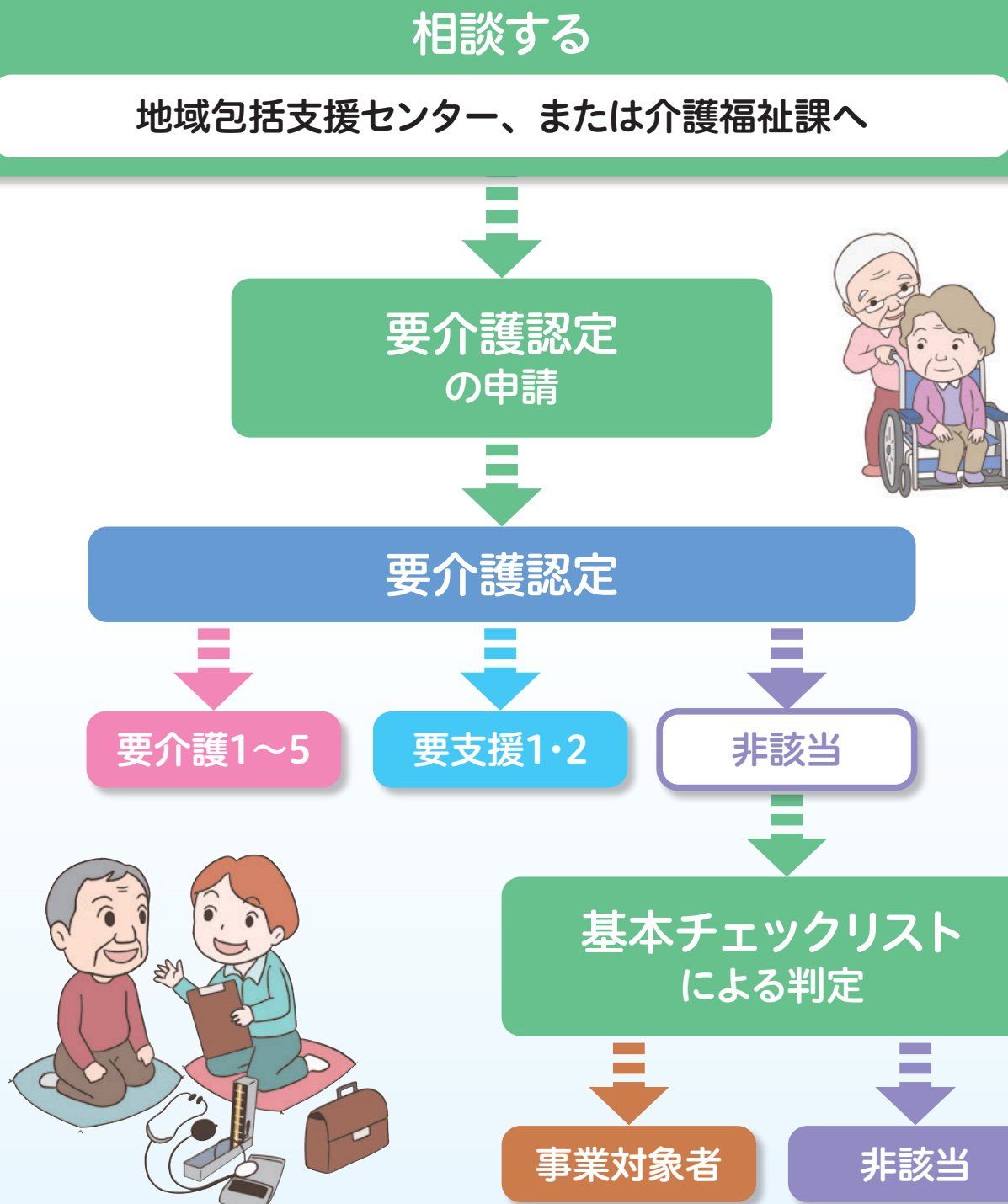
③自立して生活ができる よう支援します

自立して生活ができるよう介護予防についてのアドバイスや各種教室の紹介、利用手続き等の支援を行い、日常生活を支援します。

3 申請からサービス利用までの手順

サービスを利用するには

介護サービスを受けたい、または介護予防に取り組みたいといった場合は、まずは地域包括支援センターまたは介護福祉課へご相談ください。



基本チェックリスト

心身の状態を把握しておきましょう！！

気になる兆候があったらご相談を（地域包括支援センター 電話 089-962-6118）

日常生活	1	バスや電車で、1人で外出していますか	はい	いいえ
	2	日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ
	3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ
	4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ
	5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ
運動	6	階段を手すりや壁をつたわずにのぼっていますか	はい	いいえ
	7	イスに座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ
	8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ
	9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ
	10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ
栄養	11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ
	12	BMIが18.5未満ですか (BMI=体重□kg÷身長□m÷身長□m) 例:体重60kg、身長165cmの人は…60÷1.65÷1.65=22 ※BMI(Body Mass Index)とは、肥満や低体重の判定に用いられる指数です。	はい	いいえ
口腔	13	半年前に比べて固い物が食べにくくなりましたか	はい	いいえ
	14	お茶や汁物などでむせることがありますか	はい	いいえ
	15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ
閉じこもり	16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ
認知症	18	まわりの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると いわれますか	はい	いいえ
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ
	20	今日が何月何日かわからないときがありますか	はい	いいえ
うつ	21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
	22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
	23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ
	24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
	25	(ここ2週間)わけもなく疲れた感じがする	はい	いいえ

● 1～20までの設問中に 緑色のチェックが 10以上 ある	心身の機能が弱くなっている 恐れがあります。	
● 運動項目 5問中3つ以上 あてはまる	足腰がおとろえているかもし れません。	⇒介護予防サービス 運動器の機能向上がおすすめ
● 栄養項目 2問中2つとも あてはまる	栄養不足の心配があります。	⇒介護予防サービス 栄養改善がおすすめ
● 口腔項目 3問中2つ以上 あてはまる	食べたり飲んだりする機能が低 下している可能性があります。	⇒介護予防サービス 口腔機能の向上がおすすめ
● 閉じこもり項目で 週1回以下しか外 出していない	閉じこもりの心配があります。	⇒介護予防サービス 閉じこもり予防・支援がおすすめ
● 認知症項目 3問中1つ以上 あてはまる	楽しく活動し脳に刺激を与え ましょう。	⇒介護予防サービス 認知症予防・支援がおすすめ
● うつ項目で 2つ以上 あてはまる	生きがいや楽しみが少なく なっていませんか。	⇒介護予防サービス うつ予防・支援がおすすめ

要介護（要支援）認定の申請

① 要介護（要支援）認定の申請

介護サービスの利用を希望する人は介護福祉課もしくは広田支所で申請をしてください。

申請ができる人

● 本人または家族

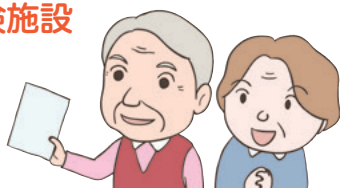
もしくは下記の人や団体に申請の代行を依頼することができます。

● 成年後見人

● 地域包括支援センター

● 指定居宅介護支援事業者

● 介護保険施設



申請時に必要なもの

- ☐ 要介護・要支援認定申請書
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 主治医の氏名（フルネームで確認してください）

※ 40 歳～ 64 歳の人、医療保険被保険者証及び特定疾病を確認します。

Q：認定の有効期間は？

A：新規認定及び区分変更申請は原則 6 ヶ月、更新は原則 12 ヶ月です。更新の申請は有効期間満了前（60 日前）から可能です。

Q：状態が著しく変わった場合は？

A：区分変更申請ができます。

Q：緊急の場合は？

A：申請日より介護サービスが利用可能です。介護福祉課までご相談ください。

② 訪問調査と介護認定審査会

STEP 1

訪問調査

町職員または町が委託した調査員が自宅等を訪問し、心身の状態や介護の状況について、ご本人及びご家族に面接し、聞きとり調査を行います。調査項目は全国共通です（74 項目）。



● 主治医の意見書

主治医に心身の状態について意見書を作成してもらいます。主治医がいない人は、町が指定した医師の診断を受けていただきます。

STEP 2

1次判定
(コンピューター判定)

訪問調査の結果を全国統一基準でコンピューター分析し、要介護状態区分を判定します。

STEP 3

2次判定
(介護認定審査会)

1 次判定の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が介護の必要性を判断します。

③ 認定の結果と利用できるサービス

介護認定審査会の審査結果に基づいて「非該当（自立）」「要支援 1・要支援 2」「要介護 1～5」までの区分に分けて認定され、その結果を通知します。

※原則として申請から 30 日以内に介護福祉課から認定結果が通知されます。

※認定結果に不服や疑問がある場合は、介護福祉課までお問い合わせください。愛媛県介護保険審査会に申し立てることができます。

非該当の人(自立)

介護保険のサービスは利用できません。

地域包括支援センターにご相談の上、地域支援事業をご利用ください。

事業対象の人

要介護認定で非該当の場合でも、基本チェックリストによる判定によって、介護予防・生活支援サービス事業を利用することができます。

認定を受けた人

認定結果をもとに、心身の状態に応じて介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。施設に入所して利用する介護サービスについては、入所する施設内で介護サービス計画を作成します。

要支援 1・ 要支援 2 の人

介護予防サービスが利用できます。

①地域包括支援センターに連絡します。

②介護予防サービス計画（ケアプラン）（利用者本人が自分で介護予防の目標を立てて実行するために、どのようなサービスを利用するかを考える計画）を作成します。

※この計画作成を地域包括支援センターのケアマネジャーに依頼するか、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに依頼するかを選択します。

※要支援 1 または要支援 2 の判定を受ける前にも介護認定を受けていた人は、地域包括支援センターと相談の上、同じケアマネジャーに引き続き関わってもらうことができます。

③介護予防サービスを利用します。

要介護 1～ 要介護 5 の人

介護サービスが利用できます。

【在宅でサービスを利用したい人】

①ケアマネジャーのいる居宅介護支援事業所を決め、介護サービス計画（ケアプラン）作成を依頼します。

②本人や家族の要望をもとに、どんなサービスを利用するかサービス担当者と話し合います。

③費用、日時、内容等、利用者に適した介護サービス計画を作成します。

④介護サービス事業者と契約し、介護サービスを利用します。

【施設に入所したい人】

直接施設への申し込みが必要です。

※どのような施設がよいかわかればケアマネジャーに相談できます。

詳細は次ページ参照

要介護1～5と認定された人

利用するサービスを選ぶ

在宅サービス

(地域密着型サービスも含む)



居宅介護支援事業所へ依頼

居宅介護支援事業所を選んで、ケアプランの作成を依頼します。

届出

ケアプランの作成を依頼したことを、介護福祉課に届け出ます。

ケアプランの作成

ケアマネジャーが本人・家族、サービス提供事業所と検討を重ね、ケアプランを作成します。

在宅サービスの利用

サービス提供事業所と契約し、ケアプランに基づいて在宅サービスを利用します。

→利用できるサービス 12 ページ

施設サービス



介護保険施設と契約

希望する施設を選び、直接契約します。



ケアプランの作成

施設のケアマネジャーが本人に適したケアプランを作成します。

施設サービスの利用

ケアプランに基づいて、施設サービスを利用します。

→利用できるサービス 18 ページ

**要支援1・2
と認定された人**

**事業対象者
と判定された人**

地域包括支援センターへ依頼

地域包括支援センターに介護予防サービスまたは総合事業の介護予防・生活支援サービス事業のケアプラン作成を依頼します。

介護予防サービスの ケアプランの作成

本人・家族・保健師等で検討を行い、
ケアプランを作成します。

介護予防・生活支援サービス 事業のケアプランの作成

本人・家族・保健師等で検討を行い、
ケアプランを作成します。

介護予防サービスの利用

ケアプランに基づいて、介護予防サー
ビスを利用します。

→利用できるサービス 12 ページ

介護予防・生活支援 サービス事業の利用

ケアプランに基づいて、総合事業の介
護予防・生活支援サービス事業を利用
します。

→利用できるサービス 13、15 ページ

非該当と判定された人

一般介護予防事業に参加

→利用できる事業 23 ページ



介護保険の対象者

65 歳以上の人
第 1 号被保険者

40 歳～ 64 歳の人
第 2 号被保険者

介護(予防)
サービスが
利用できる人

寝たきりや認知症等で介護が必要（要介護状態）な人、入浴・排せつ・食事・身じたく等、日常生活を送るために介護や支援が必要（要支援状態）と認定された人

介護保険で対象となる病気（特定疾病）によって、日常生活を送るために介護や支援が必要と認定された人

特定疾病とは…

下記の 16 の疾病（疾病群）が特定疾病とされています

○がん（がん末期）
○関節リウマチ
○筋萎縮性側索硬化症
○後縦靱帯骨化症
○骨折を伴う骨粗鬆症
○初老期における認知症
○進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）

○脊髄小脳変性症
○脊柱管狭窄症
○早老症（ウェルナー症候群）
○多系統萎縮症
○糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
○脳血管疾患
○閉塞性動脈硬化症
○慢性閉塞性肺疾患

○両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



要介護度別の状態例・利用限度額

要介護度	心身の状態例	利用できるサービス	利用限度額 (1ヶ月)
要支援1・2	日常生活の一部に支援が必要であるが、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い状態	「在宅サービス」が利用できます。 施設サービスは利用できません。	50,320円
			105,310円
要介護 1	要支援より状態が低下し、日常の生活で部分的な介護が必要な状態	「在宅サービス」 または、 「施設サービス」が 利用できます。	167,650円
要介護 2	要介護 1 の状態に加え、歩行や起き上がり等について、部分的な介護が必要な状態		197,050円
要介護 3	要介護 2 の状態よりさらに機能が低下し、全面的な介護が必要な状態		270,480円
要介護 4	要介護 3 の状態に加えさらに機能が低下し、介護なしの生活が困難な状態		309,380円
要介護 5	要介護 4 の状態よりさらに機能が低下し、介護なしでは生活ができない状態		362,170円
非該当 (自立)	支援や介護が必要と認められない状態	介護保険でのサービスは利用できません。地域支援事業をご利用ください。	

4 サービスの内容・費用

サービスの利用にあたっては、費用額の **1割** が本人負担となります。一定以上の所得のある人は2割、特に所得の高い層は3割の本人負担となります。各表の自己負担の額は、1割負担の場合の金額です。

在宅サービス

居宅介護支援／介護予防支援

要介護1～5

要支援1・2

要介護…ケアマネジャーが、ケアプランを作成し、介護サービスを安心して利用できるよう支援します。

要支援…地域包括支援センターの職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスを安心して利用できるよう支援します。

要介護度	費用のめやす(1ヶ月)	自己負担 (1割負担の場合)
要介護1・2	10,860円	無 料
要介護3・4・5	14,110円	

要介護度	費用のめやす(1ヶ月)	自己負担 (1割負担の場合)
要支援	4,420円	無 料 ^{※1}
要支援	4,720円	無 料 ^{※2}

※1 地域包括支援センターのみ

※2 指定居宅介護支援事業所のみ

訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

要介護1～5

要支援1・2

寝たきりの要介護者等の居宅に、入浴設備や簡易浴槽を装備した移動入浴車等で訪問して、入浴の介助を行います。

内容(要介護)	費用のめやす(1回)	自己負担 (1割負担の場合)
全身浴	12,660円	1,266円

内容(要支援)	費用のめやす(1回)	自己負担 (1割負担の場合)
全身浴	8,560円	856円

訪問看護／介護予防訪問看護

要介護1～5

要支援1・2

訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

内容(要介護)	費用のめやす	自己負担 (1割負担の場合)
訪問看護ステーションから	4,710円／30分未満	471円
病院または診療所から	3,990円／30分未満	399円

内容(要支援)	費用のめやす	自己負担 (1割負担の場合)
訪問看護ステーションから	4,510円／30分未満	451円
病院または診療所から	3,820円／30分未満	382円

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算等の加算があります。

在宅サービス

訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

要介護1～5

要支援1・2

医療機関等の理学療法士や作業療法士が居宅を訪問して、医師の指示と訪問リハビリテーション計画に基づいて、心身機能の維持回復や、日常生活での自立を助けるリハビリテーションを行います。

内 容	費用のめやす(1回)	自己負担 (1割負担の場合)
リハビリ (機能回復訓練)	3,080円	308円
予防	2,980円	298円

※ 20 分以上のサービスを行った場合

訪問介護(ホームヘルプサービス)／介護予防訪問介護

要介護1～5

要支援1・2
従来どおり利用できます

訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介助を行う身体介護や調理・洗濯・掃除等の援助を行う生活援助をします。

また、通院等の際の乗車・降車の介助及び移動の介助を行います。

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えること等は、サービスの対象外です。例) 居室以外の掃除 ペットの世話 草むしり 農作業の援助 等

内容(要介護)	費用のめやす	自己負担 (1割負担の場合)
身体介護 中心型	1,630 円／ 20 分未満	163 円
	2,440 円／ 20 分以上 30 分未満	244 円
	3,870 円／ 30 分以上 1 時間未満	387 円
	5,670 円／ 1 時間以上 30 分増すごとに + 820 円	567 円 30 分増すごとに + 82 円
生活援助 中心型	1,790 円／ 20 分以上 45 分未満	179 円
	2,200 円／ 45 分以上	220 円
通院等 乗降介助	970 円	97 円



■現行相当サービス

要介護度等	費用のめやす(1ヶ月)	自己負担 (1割負担の場合)
事業対象者 要支援1・2	11,760 円／週 1 回程度利用	1,176円
要支援2	23,490 円／週 2 回程度利用	2,349円
	37,270 円／週 2 回程度を超える利用	3,727円



■基準緩和型サービス

要介護度等	利用回数	費用のめやす(1回)	自己負担 (1割負担の場合)
事業対象者 要支援1・2	月 4 回まで	2,520円	252円

居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

要介護1～5

要支援1・2

病院・診療所・薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が、居宅を訪問し、心身の状態、置かれている環境等を踏まえて療養上の管理と指導を行います。

■在宅の利用者の場合

内 容	費用のめやす	自己負担 (1割負担の場合)
医師	5,150 円／ 月 2 回まで	515 円
歯科医師	5,170 円／ 月 2 回まで	517 円
医療機関の 薬剤師	5,660 円／ 月 2 回まで	566 円

内 容	費用のめやす	自己負担 (1割負担の場合)
薬局の薬剤師	5,180 円／ 月 4 回まで	518 円
歯科衛生士等	3,620 円／ 月 4 回まで	362 円
管理栄養士	5,450 円／ 月 2 回まで	545 円

通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

要介護1～5

要支援1・2

介護老人保健施設、病院、診療所で、心身の機能回復を図り、日常生活の自立援助を図るために必要なリハビリテーションを理学療法士、作業療法士が行います。

基本サービスに加えて筋力トレーニング等の機能訓練（運動器機能向上）、食事に関する指導等（栄養改善）、口の中の手入れ方法や、そしゃく・飲み込みの訓練法の指導（口腔機能向上）等のサービスを選択して利用できます。

■通常規模の施設／7 時間以上 8 時間未満の利用をした場合

要介護度	費用のめやす(1日)	自己負担 (1割負担の場合)
要介護1	7,620 円	762 円
要介護2	9,030 円	903 円
要介護3	10,460 円	1,046 円
要介護4	12,150 円	1,215 円
要介護5	13,790 円	1,379 円

要介護度	費用のめやす(1ヶ月)	自己負担 (1割負担の場合)
要支援1	22,680 円	2,268 円
要支援2	42,280 円	4,228 円



在宅サービス

通所介護（デイサービス）／介護予防通所介護

要介護1～5

要支援1・2
従来どおり利用できます

デイサービスセンター等で、入浴やその他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
基本サービスに加えて筋力トレーニング等の機能訓練（運動器機能向上）、食事に関する指導等（栄養改善）、口の中の手入れ方法や、そしゃく・飲み込みの訓練法の指導（口腔機能向上）等のサービスを選択して利用できます。

■通常規模の施設／

7 時間以上 8 時間未満の利用をした場合

要介護度	費用のめやす(1日)	自己負担 (1割負担の場合)
要介護1	6,580円	658円
要介護2	7,770円	777円
要介護3	9,000円	900円
要介護4	10,230円	1,023円
要介護5	11,480円	1,148円



■現行相当サービス

要介護度等	費用のめやす(1ヶ月)	自己負担 (1割負担の場合)
事業対象者 要支援1	17,980円	1,798円
要支援2	36,210円	3,621円

■基準緩和型サービス

要介護度等	利用回数	費用のめやす(1回)	自己負担 (1割負担の場合)
事業対象者 要支援1	月 4 回まで	1 時間 30 分以上 3 時間未満のサービス 3,920 円	392円
要支援2	月 8 回まで		
事業対象者 要支援1	月 4 回まで	3 時間以上のサービス 4,110 円	411円
要支援2	月 8 回まで		

短期入所生活介護（ショートステイ） ／介護予防短期入所生活介護

要介護1～5

要支援1・2

介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

■併設型の施設の場合

要介護度	費用のめやす(1日)			自己負担(1割負担の場合)		
	多床室	従来型個室	ユニット型個室	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要支援1	4,510円	4,510円	5,290円	451円	451円	529円
要支援2	5,610円	5,610円	6,560円	561円	561円	656円
要介護1	6,030円	6,030円	7,040円	603円	603円	704円
要介護2	6,720円	6,720円	7,720円	672円	672円	772円
要介護3	7,450円	7,450円	8,470円	745円	745円	847円
要介護4	8,150円	8,150円	9,180円	815円	815円	918円
要介護5	8,840円	8,840円	9,870円	884円	884円	987円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※上記費用の他に居住費・食費がかかります。

短期入所療養介護（医療型ショートステイ） ／介護予防短期入所療養介護

要介護1～5

要支援1・2

介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。

■介護老人保健施設の場合（基本型）

要介護度	費用のめやす(1日)			自己負担(1割負担の場合)		
	多床室	従来型個室	ユニット型個室	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要支援1	6,130円	5,790円	6,240円	613円	579円	624円
要支援2	7,740円	7,260円	7,890円	774円	726円	789円
要介護1	8,300円	7,530円	8,360円	830円	753円	836円
要介護2	8,800円	8,010円	8,830円	880円	801円	883円
要介護3	9,440円	8,640円	9,480円	944円	864円	948円
要介護4	9,970円	9,180円	10,030円	997円	918円	1,003円
要介護5	10,520円	9,710円	10,560円	1,052円	971円	1,056円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※上記費用の他に居住費・食費がかかります。

在宅サービス

住宅改修費

要介護1～5

要支援1・2

手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修をした際、20万円を上限に、支給対象費用の9割～7割相当額を支給します。事前の申請が必要です。

〈申請方法〉

改修前に町の確認が必要です。ケアマネジャー等が作成した理由書、見積書、施工前写真（撮影日がわかるもの）及び施工部分のパンフレット等を添付して、介護福祉課へ提出してください。また、改修後は、住宅改修費支給申請書に必要事項を記入の上、領収書及び施工後写真（撮影日がわかるもの）を提出してください。

利用負担のめやす

**利用限度額／20万円まで
（自己負担1割～3割）**

※1回の改修で使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

〈対象となる住宅改修〉

- 1 手すりの取り付け
- 2 段差の解消
- 3 すべりの防止、移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- 4 引き戸等への扉の取り替え
- 5 洋式便器等への便器の取り替え
- 6 その他これらの住宅改修に付帯して必要な工事

特定福祉用具購入／特定介護予防福祉用具購入

要介護1～5

要支援1・2

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつ等のための厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した際、10万円を上限に、支給対象費用の9割～7割相当額を支給します。

〈申請方法〉

購入前に町の確認が必要です。購入後は、福祉用具購入費支給申請書に必要事項をご記入の上、領収書および福祉用具のパンフレット等を添付して、介護福祉課へ提出してください。

利用負担のめやす

**利用限度額／年間10万円まで
（自己負担1割～3割
／毎年4月1日から1年間）**

〈対象となる福祉用具〉

- 1 腰掛便座
- 2 特殊尿器
- 3 入浴補助用具
- 4 簡易浴槽
- 5 移動用リフトのつり具の部分

福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

要介護1～5

要支援1・2

自立を助けるための用具や、在宅生活での事故防止等の用具を貸与します。要支援・要介護1の方に関しては、一部レンタルできない用具もあります。

※用具の種類や事業者によって貸し出し料は変わります。

利用負担のめやす

**月々の利用限度額の範囲内で
実際にかかった費用の
1割～3割を自己負担**

居住系居宅サービス

特定施設入居者生活介護／

介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

要介護1～5

要支援1・2

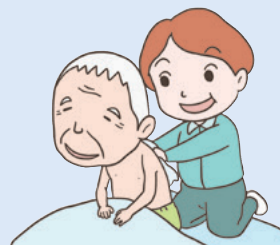
有料老人ホーム等で食事、入浴等の介護や機能訓練を行います。

要介護度	費用のめやす(1日)	自己負担 (1割負担の場合)
要介護1	5,420円	542円
要介護2	6,090円	609円
要介護3	6,790円	679円
要介護4	7,440円	744円
要介護5	8,130円	813円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※上記費用の他に居住費・食費がかかります。

要介護度	費用のめやす(1日)	自己負担 (1割負担の場合)
要支援1	1,830円	183円
要支援2	3,130円	313円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※上記費用の他に居住費・食費がかかります。



施設サービス ※要支援の人は利用できません。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護1～5

常に食事や排せつ等で介護が必要で、自宅では介護が困難な人を対象とした施設です。
食事、入浴、排せつ等の介助、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理を行います。

介護老人保健施設

要介護1～5

病状が安定し、治療より看護や介護、リハビリに重点をおいた介護が必要な人を対象とした施設です。医療、看護、医学管理下で介護、機能訓練や日常生活上の世話等を行います。

介護医療院

要介護1～5

長期間にわたり療養が必要な人を対象とした施設です。療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話等を行います。

地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域での生活を維持するために整備されるもので、砥部町に住民票のある人だけが利用できるものです。

認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

要介護1～5

要支援2

認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で食事、入浴等の介護や機能訓練を行います。

要介護度	費用のめやす（1日）	自己負担 （1割負担の場合）
要介護1	7,650円	765円
要介護2	8,010円	801円
要介護3	8,240円	824円
要介護4	8,410円	841円
要介護5	8,590円	859円

要介護度	費用のめやす（1日）	自己負担 （1割負担の場合）
要支援2	7,610円	761円

※初期加算、サービス提供体制強化加算等の加算があります。要支援・要介護共通です。
※要支援1の方は利用できません。

小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護1～5

要支援1・2

小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」、「宿泊」等を利用者・家族の状況に合わせて自由に組み合わせ、在宅生活を支援します。

要介護度	費用のめやす （1ヶ月）	自己負担 （1割負担の場合）
要介護1	104,580円	10,458円
要介護2	153,700円	15,370円
要介護3	223,590円	22,359円
要介護4	246,770円	24,677円
要介護5	272,090円	27,209円

要介護度	費用のめやす （1ヶ月）	自己負担 （1割負担の場合）
要支援1	34,500円	3,450円
要支援2	69,720円	6,972円

※認知症加算、看護職員配置加算等の加算があります。

※このサービスを利用している間は、以下のサービスが利用できません。

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、その他の地域密着型サービス

※介護サービス費用以外に食費、お部屋代、その他の日常生活費等が必要になります。それぞれの事業所にお問い合わせください。

地域密着型通所介護

※要支援の方は利用できません。

要介護1～5

■ 7 時間以上 8 時間未満の利用をした場合

要介護度	費用のめやす（1日）	自己負担 （1割負担の場合）
要介護1	7,530円	753円
要介護2	8,900円	890円
要介護3	10,320円	1,032円
要介護4	11,720円	1,172円
要介護5	13,120円	1,312円

小規模の通所介護施設で、入浴やその他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

施設サービスを利用した場合の負担額

施設サービスを利用した場合の負担額は、サービス費用の1割～3割、食費、居住費、日常生活費が自己負担となります。



低所得の人には食費・居住費が軽減されます。

低所得の人の施設利用が困難にならないように、申請により食費・居住費の一定額以上は保険給付されます。低所得の人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。

基準費用額 *（1日当たり） *施設における食費・居住費の平均的な費用を勘定して定める額

利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、水準となる額が定められています。

■令和6年8月以降の金額

	居住費(滞在費)				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
基準費用額	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円

※従来型個室と多床室の（ ）内の金額は、介護老人福祉施設・短期入所生活介護の場合

※令和6年8月より居住費（滞在費）が60円引き上げとなります。

負担限度額（1日当たり）

所得に応じた負担限度額までを自己負担し、費用額との差額は介護保険から給付されます。

■令和6年8月以降の金額

利用者負担段階	対象者	居住費(滞在費)				食費
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	・町民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・預貯金額1,000万円(夫婦の場合2,000万円)以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円 【300円】
第2段階	・町民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円以下 ・預貯金額650万円(夫婦の場合1,650万円)以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
第3段階①	・町民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円超120万円以下 ・預貯金額550万円(夫婦の場合1,550万円)以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】
第3段階②	・町民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超 ・預貯金額500万円(夫婦の場合1,500万円)以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 【1,300円】
第4段階	・上記第1～第3段階以外の人	低所得者に該当せず、食費・居住費(滞在費)の全額が自己負担となります。				

※従来型個室と多床室の（ ）内の金額は、介護老人福祉施設・短期入所生活介護の場合

※食費の（ ）内の金額は、短期入所生活介護の場合

※令和6年8月より居住費（滞在費）が60円引き上げとなります。

利用者負担が高額になったとき

高額介護（予防）サービス費が支給されます

利用者が月内に受けた、在宅サービスまたは施設サービスの利用者負担額の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が、利用者負担の上限を超えた場合、申請により砥部町が認めたときは超えた分が高額介護サービス費として支給されます。また、町民税非課税の人は所得に応じて個人単位の上限額が設定されます。

■ 1ヶ月の利用者負担の上限

収入要件		利用者負担上限額
現役並み所得者・一般世帯	課税所得約 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	世帯 140,100円
	課税所得約 380 万円（年収約 770 万円）以上～同約 690 万円（同約 1,160 万円）未満	世帯 93,000円
	町民税課税世帯～課税所得約 380 万円（年収約 770 万円）未満	世帯 44,400円
町民税非課税世帯		世帯 24,600円
・ 合計所得と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人 ・ 老齢福祉年金の受給者		個人 15,000円
・ 生活保護の受給者		個人 15,000円
・ 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		世帯 15,000円

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になった場合は、下の上限額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算療養費制度」があります。

■ 高額医療・高額介護合算療養費制度の利用者負担の上限（年額）

70歳未満の人

区分	上限額
※1 基準総所得額 901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
町民税非課税世帯	34万円

70歳以上の人※2

区分	上限額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上 690万円未満	141万円
課税所得145万円以上 380万円未満	67万円
一般 町民税課税世帯の人	56万円
低所得者Ⅱ 町民税非課税世帯の人	31万円
低所得者Ⅰ 世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる人（年金収入のみの場合 80 万円以下の人）	19万円※3

※1 基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除33万円。

※2 後期高齢者医療制度の対象者も含みます。

※3 低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

※所得区分・加入保険は、毎年7月31日現在で判定します。

※同じ世帯でも、国民健康保険・職場の健康保険・後期高齢者医療保険では、それぞれ別計算します。

地域支援事業

高齢者が要介護（要支援）状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、町が実施する事業です。

介護予防・日常生活支援総合事業

生活支援・介護予防サービス事業と一般介護予防事業を行います。

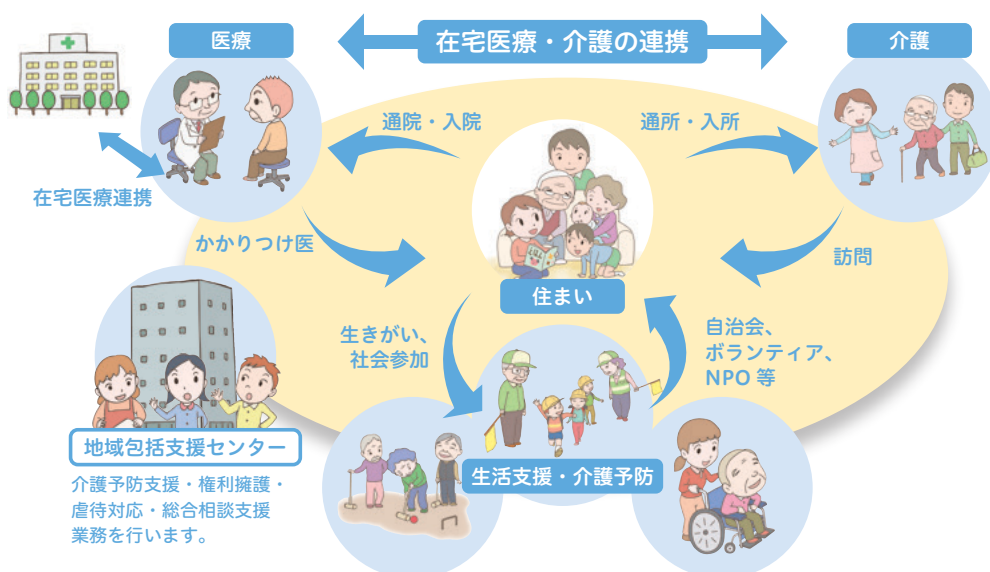
生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加



地域支援事業には、この他にも、介護予防ケアマネジメント業務や総合相談支援業務等を行う〈包括的支援事業〉等があります。

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、地域全体で支え合う仕組みが「地域包括ケアシステム」です。

地域包括ケアシステム（イメージ）



5 在宅で利用できる福祉サービス

65 歳以上の人（一部、70 歳以上の人）が受けられるサービス

介護予防教室

対象者 介護予防について学びたい人

高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるように支援するための教室を開催します。転倒予防、認知症予防、介護技術、口腔ケア、福祉レクリエーション等、希望に応じて行います。



利用料金

無料(材料費等は実費)

いきいき見守り配食サービス事業

対象者 65 歳以上のひとり暮らしの人等

栄養のバランスがとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。



利用料金

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
砥部地区	1食560円	1食580円	1食600円
広田地区	1食530円	1食560円	1食600円

在宅高齢者安心生活支援事業（緊急通報装置設置事業）

対象者 65 歳以上のひとり暮らしの人等

健康相談等を受け付け、救急や災害等、緊急時のための通報装置を設置します。

利用料金

課税、収入状況に応じて異なります
(月額0円～500円)

はり・灸・マッサージ施術費助成事業

対象者 70 歳以上の人、身体障害者手帳 1 ～ 3 級保持者

はり・灸・マッサージを受ける費用の一部を助成し、健康を支援します。ただし、登録された施術事業者での利用に限ります。施術事業者は、介護福祉課へお問い合わせください。

助成額

1回1,000円、
1年間で12回分助成

在宅高齢者を介護している家族の人が受けられるサービス

家族介護交流事業

対象者 介護をしている人、介護の経験がある人

介護者同士で交流したり悩み等を話し合う座談会を行います。また、介護の方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得できます。



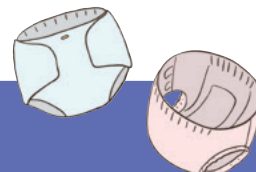
利用料金

無料(材料費等は実費)

家族介護用品支給事業

対象者 要介護4・5と認定された在宅高齢者を介護している家族の人で、町民税非課税世帯の人

介護用品を2ヶ月に1度支給します。(年間で60,000円分まで)



支給用品

紙オムツ・尿とりパッド、使い捨て手袋等

寝たきり高齢者等介護手当支給事業

対象者 6ヶ月以上寝たきりの状態、または重度の認知症の状態にあり、要介護4・5の認定を受けた65歳以上の人と同居して介護にあたっている人で、砥部町に6ヶ月以上居住し住民票がある人、または外国人登録をしている人

上記対象者の要件を満たす人に支給します。

支給額

町民税非課税世帯は月額7,000円、
課税世帯は月額5,000円

難聴高齢者補聴器購入費補助金

対象者 町内在住の65歳以上の軽度又は中等度の難聴がある高齢者

高齢者の円滑なコミュニケーションを図り、積極的な社会参加を促進することにより介護予防及び認知症の予防に資するため、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。

補助金額

上限25,000円

他にも、多様なサービスがあります。

- 独居高齢者ふれあい訪問事業
- 生活支援ハウス
- 認知症高齢者等見守り事業
- 徘徊(はいかい)高齢者家族支援事業
- とべ温泉へのバス送迎
- 老人福祉施設入所者措置事業
- 高齢者運転免許証自主返納支援事業
- 認知症カフェ
- 高齢者サロン事業

詳しくは、地域包括支援センターまたは介護福祉課におたずねください。

高齢者の憩いの場として次の施設があります

砥部町に住所を有する 60 歳以上の人が利用できます。



老人福祉センター

高齢者の生きがいを高める憩いの場、気軽に集まれる場として利用できます。健康器具を利用できます。

利用時間	休館日	住所	電話番号
平日 8時30分～16時30分 土曜日 8時30分～12時 (入浴日 月・水・金曜日 12時～16時)	日曜日、祝日、年末年始(12月28日～1月4日)	大南 719	089-962-2690

老人憩いの家（砥部・広田）

健康で明るい生活をしていただくために、レクリエーション、地域交流の場として利用できます。

〈砥部老人憩いの家〉 総合福祉センターはらまち 1F

利用時間	休館日	住所	電話番号
平日 8時30分～16時30分 土曜日 8時30分～12時	日曜日、祝日、年末年始(12月28日～1月4日)	原町 249	089-956-0710

〈広田老人憩いの家〉

利用時間	休館日	住所	電話番号
平日 8時30分～16時30分 土曜日 8時30分～12時	日曜日、祝日、年末年始(12月28日～1月4日)	総津 387	089-969-2059

老人生きがいの家

高齢者に生きがいのある生活を営んでいただけるよう、趣味等を行う場として利用できます。

利用時間	休館日	住所	電話番号
平日 8時30分～16時30分 土曜日 8時30分～12時	日曜日、祝日、年末年始(12月28日～1月4日)	拾町 115-1	089-956-0006

高齢者や障がい者を災害から守る支援制度

砥部町では、災害時に自力での避難が困難と思われる人（「避難行動要支援者」といいます。）が、災害時の避難支援などを可能な限り地域で受けることができるよう、地域での支援を希望する人の「同意者名簿」への登録を受け付けています。

下記の避難行動要支援者のうち、住所・氏名など、支援に必要な個人情報を避難支援等関係者（自主防災組織、消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、近隣協力員）へ提供することに同意する在宅の人です。

※施設や病院などに長期入所、入院している人は対象になりません。

1 ひとり暮らしの高齢者

2 高齢者のみの世帯

3 寝たきり高齢者

4 ひとり暮らしの障がい者

5 障がい者のみの世帯

6 高齢者と障がい者のみの世帯

7 難病患者

8 上記に準ずる人で、自ら支援を希望する人

高齢者……70歳以上の人

障がい者……身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・B又は精神障害者
保健福祉手帳1級・2級を所持する人

難病患者……特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けた人

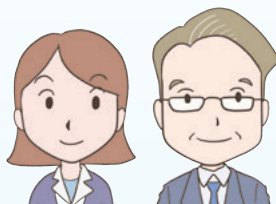


登録方法

「避難行動要支援者支援制度」への登録には、支援を希望する人の申請が必要です。登録を希望する場合は、お住まいの地域の民生委員に相談してください。

申請書の提出先は、役場 介護福祉課です。

お願い



注意事項

避難行動要支援者支援制度による支援は、近隣協力員をはじめとする避難支援等関係者による任意の協力ですので、同意者名簿への登録によって、災害時の支援を保証するものではありません。また、近隣協力員をはじめとする避難支援等関係者は、同意者名簿登録者の避難誘導などに関して、その責任を負うものではありません。

災害時には、行政が可能な限りの公的支援（公助）を行いますが、それだけでは限界があります。防災・減災には、日頃から顔の見える関係づくりに努めるなど、自分で行うことは可能な限り行う（自助）とともに、地域の助け合い（共助）が大切です。

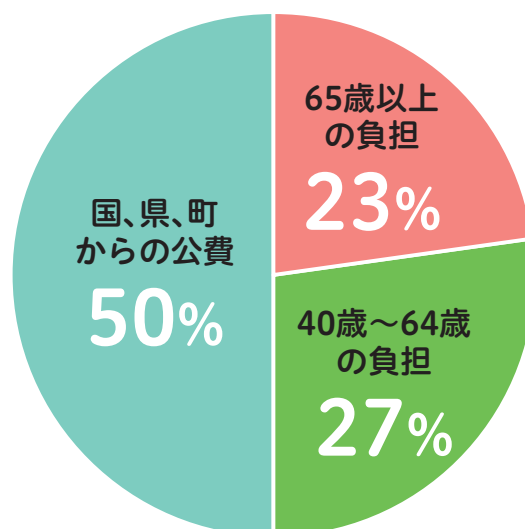
この制度の趣旨にご理解いただき、地域の方々や避難行動要支援者の皆さんが、安心して暮らせる地域づくりにご協力くださいますようお願いいたします。

6 介護保険料について

介護保険のサービスを利用する際、自己負担分は実際にかかった費用の1割、一定以上の所得のある人は2割、特に所得の高い層は3割ですが、残りをまかなうために介護保険料が使われます。介護が必要となったとき、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料の納付をお願いします。

介護保険の財源

介護保険財源は、公費と保険料とで50%ずつを負担します。公費分は、国、県、町がそれぞれ分担して負担し、保険料は第1号被保険者（65歳以上の人）及び第2号被保険者（40歳～64歳の人）が負担します。



65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

介護保険料は、わたしたちの住むまちの基準額をもとに、所得段階別で決められています。

介護保険料は基準額をもとに決められています

基準額とは、各所得段階において保険料を決める基準となる額のことです。

介護保険料とは本人と世帯員の課税状況や所得に応じて段階的に決められています。

**基準額
(年額)**

砥部町で介護保険の
給付にかかる費用



65歳以上の人
の負担分（23%）

砥部町の65歳以上の人数

保険料の納め方

65 歳以上の人は原則として年金から納めます。年金額によって納め方は 2 種類に分かれています。第 1 号被保険者として納める保険料は、65 歳になった月（65 歳の誕生日の前日が属する月）からです。

特別徴収

年金が年額 18 万円以上の人 (月額 1 万 5 千円以上の人)

年金から天引き

年金の定期払い（年 6 回）の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。

- 仮徴収は前年度 2 月分の保険料を 4・6・8 月に納付します。
- 本徴収は前年度の所得をもとに年間の保険料を算出し、そこから徴収済の仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を 10・12・2 月に納付します。また、金額が変更になる際は通知します。

前年度			本年度					
10 月	12 月	2 月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
前年度			仮徴収			本徴収		

年金が 18 万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります。

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 65 歳（第 1 号被保険者）になったとき
- 砥部町外の市町村から転入したとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年度の初め（4 月 1 日）の時点で年金を受けていなかったとき 等



普通徴収

年金が年額 18 万円未満の人 (月額 1 万 5 千円未満の人)

納付書・口座振替

砥部町から送付される納付書や口座振替で金融機関等を通して期日までに保険料を納めます。

口座振替にすると出かける手間が省け、納め忘れの心配がありません。

これらを持って役場
またはご希望の取り扱い
金融機関の窓口へ

- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳の届出印）

※取り扱い金融機関の一覧は介護保険料納付書の裏に記載してあります。
一部、直接金融機関への届出が必要です。

災害等特別な事情がないのに保険料を滞納した場合は、滞納した期間に応じて「給付制限」を受けます。

1 年以上滞納すると

介護サービスの費用が一旦全額自己負担になり、9 割または 8 割の保険給付は申請が必要となります。被保険者証には、「支払方法変更の記載」が行われます。

1 年 6 ヶ月以上滞納すると

保険給付が一時差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分を控除することがあります。

2 年以上滞納すると

自己負担が 3 割または 4 割に引き上げられるとともに高額介護（介護予防）サービス費及び特定入所者介護（介護予防）サービス費は支給されません。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業等、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときはお早めに戸籍税務課までご相談ください。

40歳～64歳の人(第2号被保険者)の保険料の決め方と納め方

40 歳～ 64 歳の方の介護保険料は、加入している医療保険（各種健康保険、国民健康保険等）の算出方法により決められます。介護保険料は医療保険料に上乗せして納めます。

国民健康保険に加入している人

介護保険料は健康保険料の算出方法と同様に世帯ごとに決められます。医療分と介護分を合わせて国民健康保険税として世帯主が納めます。第 2 号被保険者の被扶養者は世帯主が納めますので個別に納める必要はありません。

健康保険に加入している人

標準報酬月額（給与）に介護保険料率が設定されており、その料率に応じて決められます。賞与も同様に標準賞与額に応じて決められます。

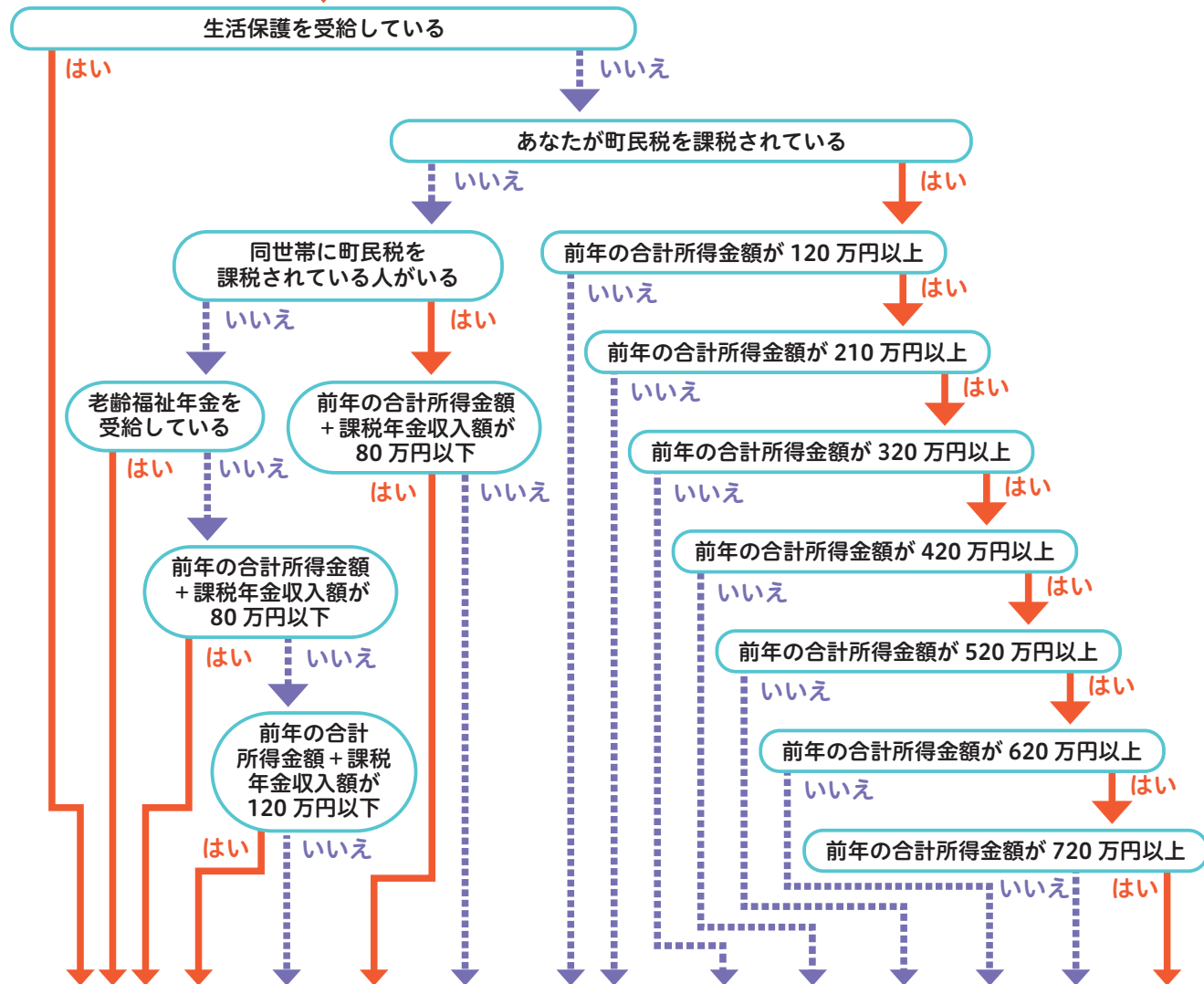
介護保険料と健康保険料を合わせて給与及び賞与から徴収されます。健康保険料と同様介護保険料も半額は事業者が負担しています。第 2 号被保険者の被扶養者は保険料を個別に納める必要はありません。



第1号被保険者の所得段階と介護保険料

スタート

(平成30年度から介護保険料が変わりました)
65歳以上の人の保険料は本人又は同世帯員の
町民税課税状況や所得額に応じて決定します。



所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
対象者	生活保護受給者又は町民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者 町民税非課税世帯かつ前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	町民税非課税世帯かつ前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の人	町民税非課税世帯かつ前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	町民税課税世帯かつ前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	町民税課税世帯かつ前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	本人町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	本人町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	本人町民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	本人町民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	本人町民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	本人町民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	本人町民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	本人町民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人
負担割合	基準額×0.455 (基準額×0.285)	基準額×0.685 (基準額×0.485)	基準額×0.690 (基準額×0.685)	基準額×0.9	1.0 【基準額】	基準額×1.2	基準額×1.3	基準額×1.5	基準額×1.7	基準額×1.9	基準額×2.1	基準額×2.3	基準額×2.4
年 額	35,100円 (22,000円)	52,800円 (37,400円)	53,200円 (52,800円)	69,300円	77,000円	92,400円	100,100円	115,500円	130,900円	146,300円	161,700円	177,100円	184,800円

※第1段階～第3段階の保険料は、国、県、町の予算成立により()の額に軽減されます。

- 【老 齢 福 祉 年 金】 明治44年4月1日以前に生まれた人等で、一定の所得のない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- 【合 計 所 得 金 額】 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です。
- 【課税年金収入額】 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことで、なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金は含まれません。

施設一覧

居宅介護支援事業所等		
事業所名称	住 所	電話番号
砥部町地域包括支援センター	宮内1392	089-962-6118
指定居宅介護支援事業所 ひろた	総津405	089-969-2155
砥部町在宅介護支援センター とべ和合苑	北川毛1412-3	089-962-7755
砥部町社協	宮内1369	089-962-7100
ケアプランセンター あったか	高尾田1171-2	089-957-2005
とべ居宅介護支援事業所	麻生40-1	089-957-5511
かいご相談所 おかだ組	宮内298	089-948-8486
介護老人保健施設		
事業所名称	住 所	電話番号
介護老人保健施設 とべ和合苑	北川毛1412-3	089-962-7700
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		
事業所名称	住 所	電話番号
介護老人福祉施設 砥部オレンジ荘	大南2267	089-962-7820
介護老人福祉施設 ひろた	総津405	089-969-2155
介護医療院		
事業所名称	住 所	電話番号
介護医療院 八倉	重光275-1	089-958-1555
有料・軽費老人ホーム		
事業所名称	住 所	電話番号
軽費老人ホーム(ケアハウス)砥部オレンジ荘	大南2267	089-962-7820
介護付有料老人ホーム To-be	麻生51-1	089-969-0085
住宅型有料老人ホーム モンレーヴ砥部	麻生51-1	089-969-0065
住宅型有料老人ホーム 童	川井872	089-948-8818
住宅型有料老人ホーム ほわいと・とべ	大南457	089-909-3202
サービス付き高齢者向け住宅		
事業所名称	住 所	電話番号
サービス付き高齢者住宅 あったかハウス	高尾田1171-2	089-957-2007
認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)		
事業所名称	住 所	電話番号
グループホーム さくら	高尾田1008-6	089-956-5358
グループホーム おきた	原町370-1	089-962-3767
グループホーム すまいる	北川毛1442-16	089-962-1333
グループホーム ぽかぽか	拾町353-3	089-969-6072
ぐるうぶほーむ 砥辺	原町260	089-962-3473
小規模多機能型居宅介護事業所		
事業所名称	住 所	電話番号
小規模多機能ホーム あったか	高尾田1171-3	089-957-2007
小規模多機能ホーム 砥部オレンジ荘	大南2267	089-962-7820
小規模多機能型居宅介護事業所 やまの里 たまたに	玉谷670-1	089-969-5010

令和6年4月 発行：砥部町

〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地 電話：089-962-7255 ファックス：089-962-6820